『現場からみた労働法2― ―雇用社会の現状をどう読み解くか』正誤表

	(傍線部が修正箇所)
誤	正
二八五頁 四行目	
「それも事実ではあろうか」	「それも事実ではあろうが」
三二八頁 注(1)	
「労働時間が週四〇時間を超える場合、	「週四〇時間超の労働時間または健康
または健康管理時間が一月に一〇〇時間	管理時間が一月に一〇〇時間を超える場
を超える場合」	合」